商経アドバイス　令和 3 年 10 月 18 日（月）第 6088 号

【農水省が過剰米対策助成拡充】中・外食向け長期販売　保管料全額、販促半額

～周年事業 37 万ﾄﾝ中、15 万ﾄﾝを特別枠に～

農水省は 10 月 12 日、自民党が東京永田町で開いた農林関係合同会議において、令和 3 年産の平年作（作況指数 100）見込、2 年産の過剰在庫に対応する産地支援策を提示。米穀周年供給・需要拡大支援事業（周年事業）の対象 2 年産 37 万ﾄﾝの中に、15 万ﾄﾝの特別枠を設け、**「市場隔離効果」を持たせられるよう政府の助成措置で支援していく方針を示した。**

周年事業は、予期せぬ供給過剰に対応して産地が主食用米を長期計画的に販売したり輸出したりする民間の取組に対し、農水省が保管費用や経費を支援する仕組み。産地の集荷業者・団体が自ら基金を積み立て、自主的に行う長期保管に、国が 2 分の 1 を補助するのが基本的な内容だ。通常、長期計画的な販売に対する支援では、主食用米を生産年の翌年 11 月～翌々年 3 月までの保管期間が対象。しかし昨秋からは、支援内容の見直しが重ねられている。

昨年 9 月に JA グループが 2 年産主食用米 20 万ﾄﾝを今年 11 月まで販売を先送りする計画を発表した際には、周年事業の支援期間を 5 カ月前倒しして昨年 11 月から保管経費を支援するよう見直された。また 3 年度の 1 次公募では、要件である販売契約の締結期限が 2 カ月延長され、今年 9 月末までに契約された 2 年産も対象とされた。

3 年度 1 次公募では最初 33 万ﾄﾝの申請があったが、4 月上旬までに 9 万ﾄﾝが販売され、この残りの 24 万ﾄﾝに 2 次公募の追加分 13 万ﾄﾝが 9 月に上乗せられて 37 万ﾄﾝに積み上がった。販売期限も通常より 7 ヶ月延長され、4 年 10 月末までと設定されていた。

12 日の会合で示された対策では「コロナ影響緩和特別対策」として「新たな特別枠」を設け、周年事業対象 27 万ﾄﾝのうち、コロナ影響相当分 15 万ﾄﾝについて保管経費の全額（従来の 2 分の 1 から拡大）を支援する。会合で平形雄策農産局長は**「コロナの影響で昨年 2 月からの 1 年半で需要が 15 万ﾄﾝ減少した」**と説明した。

特別枠については、特段の販売期間・支援期間が明記されていない。平形局長は、「長期間、数年であっても保管料を支援できる」と説明。特別枠を除いた残り 22 万ﾄﾝについても、保管料支援率を従来の 2 分の 1 から 4 分の 3 に引き上げる。国費に加えて米穀機構の資金（過剰米対策基金）も活用する。平形局長は「農家にとって負担が無いのに近い状態になる」と強調した。併せて、長期保管した 2 年産米の「出口対策」として、集荷団体を対象に①保管料等支援（金利倉敷・集約経費の全額）、②販売促進支援（物材費交付）を講じる。②の販売促進支援では、中食・外食等向けは 2 分の 1（半額）、子ども食堂やフードバンク向けには全額を国が負担する。助成対象は販路多様化対象を参考に検討する。

（農家の資金繰り対策も）

さらに農家の資金繰り支援策として、ナラシ対策の補填金（減収分の 9 割）が交付される時期が来年 5～6 月頃と遅いことに対応し、今年 11～12 月に日本政策金融公庫から、無利子・無担保融資を前倒しで受けられるようにした（10 月 12 日付で措置）。